

令和2年（行ウ）第89号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

原告

被告 国

第2準備書面

令和3年7月1日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告訴訟代理人

弁護士	指	宿	昭	一
同	明	石	順	平

令和3年5月20日付被告準備書面（3）について下記の通り反論する。

第1「第1 亡Aが発病以前6か月間に従事していた業務について

柱書については特に争わない。

1「1 各業務の内容」について

（1）～（3）は不知。（4）について、介護サービス以外はB氏の息子に雇用されていたとの主張は否認し、その余は認める。既に主張したとおり、実態からすれば、原告を雇用していたのは山本サービスである。

なお、原告が亡Aの死亡原因として主張しているのは、B氏宅における平成27年5月20日～26日の勤務のみであり、それ以前の業務についてはそもそも問題にしていない。

2「2 亡Aの労働時間について」について

（1）「（1）山本サービスに雇用されて就労した労働時間」について

第1段落は否認する。訴状で主張したとおり、6日時間連続して事実上の2

4 時間連続勤務をしていた。

第 2 段落について、不知。なお、サクラビタでの業務については山本サービスから直接賃金が支払われている。これは実質的には山本サービスが亡 A を雇用していたことを示している。

第 3 段落について、否認する。6 日間連続の 24 時間勤務なので、労働時間は合計で 144 時間である。

（２）「（２）山本サービスに関連するが山本サービスとの雇用関係に基づかない業務の労働時間について」について

不知。なお、ア～ウについてはそもそも本件と関係が無い。前述のとおり、本件では B 氏宅での労働時間のみが問題となっている。

第2「第2 亡 A の心停止の発症が山本サービスの業務に起因するものとは認められないこと」について

1「1 異常な出来事に遭遇したとは認められないこと」について

認否の要無し。そもそも原告は異常な出来事の主張などしていない。

2「2 短期間の過重業務に就労したとはいえないこと」について

争う。この点については既に訴状 14 頁以下で詳細に主張したとおりである。

3「3 長期間の過重業務に就労したとはいえないこと」について

認否の要無し。そもそも原告は長期間の過重業務の主張などしていない。主張しているのは短期間の過重業務のみである。

第3「第3 認否の変更」について

これは極めて重要な変更である。原告は、亡 A が山本サービスの指揮命令下にあったことを示す重要な根拠として、家政婦分の賃金も山本サービスから手渡しされていたことを主張していたが、被告もこれを肯定したことになる。

第4「第4 結語」について

争う。

第5 原告の主張

原告は、第1準備書面にて、亡Aが山本サービスの指揮命令下にあったか否かは、結局のところ、介護業務と家政婦業務を明確に区分できるかという問題に帰着すると指摘した。そこで、介護業務と家政婦業務の明確区分性が問題となったが、被告はそれに全く回答できていない。したがって、介護業務と家政婦業務を区別できないことを事実上被告自身も認めていると言える。

よって、家政婦業務部分も含め、亡Aは山本サービスの指揮命令下にあったと言うべきである。そして、亡Aは6日間連続で24時間業務に従事したのであるから、これは短期間の過重業務に該当する。

以上